

令和8年5月18日
世田谷保健所

世田谷区自治体システム標準化に伴う母子保健帳票の AI-OCR 導入及び
運用保守業務委託に係るプロポーザル実施要領兼説明書

1 事業概要

(1) 件名

令和8年度:

世田谷区自治体システム標準化に伴う母子保健帳票の AI-OCR 導入及び運用保守業務委託

令和9～11年度:

世田谷区自治体システム標準化に伴う母子保健帳票の AI-OCR 運用保守業務委託(長期継続契約)

(2) 目的

世田谷区では、現行の健康管理システム(母子保健)で、OCR エンジンシステムに内包して実装し、各母子保健事業の OCR 帳票を外付スキャナで読み込み、システム内の OCR エンジンがデータ化・取込を行うことで、情報を電子化し登録している。

令和9年1月実装のシステム標準化に伴い、健康管理システム(母子保健)は新たに調達・構築が必要となり、標準仕様書機能要件に「標準準拠システム内への OCR エンジンの実装は不可」と明記されている。各母子保健事業の OCR 帳票の情報を電子化するために、外付 OCR システムの新規調達・運用・保守から標準準拠システム取込用 CSV ファイル生成機能の設定に係る運用支援にわたる一連の業務について、業務委託をすることで各種作業の効率化を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

本契約における受注者の調達範囲は以下のとおり。

詳細は別紙1「委託内容詳細」のとおり。

令和8年度:

- ① AI-OCR サービスの調達及び環境構築
- ② RPA ツールの設定及び環境構築
- ③ 保守／運用業務

令和9～11年度:

- ① 保守／運用業務

(4) 履行期間

令和8年度:令和8年7月上旬から令和9年3月31日

※稼働予定日 令和9年1月

但し、令和8年11月上旬にテストを行う予定。

令和9～11年度：令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間

※事業内容が良好と認められる場合は、予算の配当を条件とし、令和9～11年度についても新たな契約を結ぶことを認める。

※区は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約にかかる歳出予算の減額または削減があった場合、この契約を変更または解除することができる。

2 提案限度額

令和8年度：13,324,300円(消費税及び地方消費税込み)

※令和9年度以降については、予算配当を条件とする。

3 プロポーザル方式を採用する具体的理由

本件は、帳票の電子化を自動化し、事務の効率化を図るものである。AI-OCRの読み取り精度は事業者の技術力に依存し、読み取り後の修正に関する専門知識やノウハウが求められる。初期開発経費の他に、運用・保守経費などシステムのライフサイクル全般に係る経費面を含めたシステム機能・性能全体について、区として最適なものを調達する必要がある。

以上より、事業者の質の差によって調達目的の達成に影響を及ぼすことになるので、本システムを導入するうえで最適な事業者を選定することができるよう、プロポーザル方式により事業者の選定を行う。

4 プロポーザルに参加できる者の資格(資格要件、実績等)

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たす事業者であること。

- (1)世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
- (3)世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4)都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5)一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」または国際規格ISO/IEC27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」の認証を受けていること。
- (6)令和5～令和7年度における官公庁のシステム関連での構築や運用保守に関する受託実績を有すること。
- (7)「世田谷区自治体システム標準化に伴う母子保健帳票のAI-OCR導入及び運用保守委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者ではないこと。

委員長：世田谷保健所長 向山 晴子

委員：砧総合支所保健福祉センター所長 志賀 孝子

委員：世田谷保健所健康推進課長 真鍋 太一

5 手続き等

(1)担当部課

世田谷区世田谷保健所健康推進課こころと体の健康担当
住所 〒154-0017 世田谷区世田谷4-24-1 城山分庁舎1階
電話 03-5432-2446

(2)実施要領兼説明書の交付期間、場所及び方法

期間: 令和8年5月18日(月)~令和8年5月29日(金)16時まで
場所及び方法:世田谷区公式ホームページ(ページ ID:33046)で希望者自らダウンロード。
(世田谷区トップページ>区政情報>契約・入札情報>発注情報>現在実施中のプロポーザル情報>子ども・教育・若者支援)

(3)参加表明書等

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加資格を確認の上、別紙2「参加表明書」に必要事項を記入して代表者印を押印し、その他提出書類一式と併せて提出すること。

【提出書類】

- ① 別紙2「参加表明書」
- ② 納税証明書(都道府県民税・市町村民税に滞納がないことがわかる証明書)
※発行年月日から3か月以内。
※写し可
- ③ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」の認証を取得(取得申請中を含む)していることを証明する書類
※写し可
- ④ 上記4(6)の受託実績を確認できる書類(契約書の写し等)
- ⑤ 会社概要がわかるもの(パンフレット等)

提出期限: 令和8年5月29日(金)16時まで(必着)

提出場所:5(1)に同じ

提出方法:5(1)に記載の窓口への持参

(4)提案書の提出者を選定する基準、招請通知(参加資格結果通知)の発送

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

発送日:令和8年6月1日(月)(予定)※メールで通知する。

(5)質問の受付

提出期限:令和8年6月8日(月)16時まで(必着)

提出方法:別紙3「質問票」に記載し、招請通知に記載のメールアドレスへ送信。

提出回答:令和8年6月10日(水)に全参加表明者あてに電子メールで回答する。(予定)

(6)提案書等について

プロポーザル招請通知を受領した事業者は、提案書および見積書を提出すること。

① 提案書の内容

本業務に係る提案書は、次の表 1.「提案書記載項目」の提案書番号順に作成すること。
なお、理解しにくい用語や専門用語には注釈を記載すること。

表 1. 提案書記載項目

提案書番号	記載内容
1	<u>提案概要について</u> ・本調達の実施方針を記載すること。
2	<u>機器及びソフトウェアについて</u> ・調達する機器のスペック、本調達に適する理由を記載すること。 ・ソフトウェアの調達からインストールまでの計画を具体的に記載すること。
3	<u>設計(帳票・システム機能・構成)について</u> ・AI-OCR サービス、RPA ツールの設計内容について記載すること。 *サーバーの構築が必要となる場合には、サーバー構成についても記載すること。
4	<u>運用・保守について</u> ・システムの運用方法(稼動監視、問い合わせ対応、障害時対応、データ保存など)について記載すること。 ・AI-OCR サービス、RPA ツールの保守内容について記載すること。 *サーバーの構築を必要とする場合には、サーバーの保守についても記載すること。 ・システムの安全性、機密性及び可用性について記述すること。 ・区職員向け研修の実施方針について記載すること。
5	<u>実施体制・プロジェクト管理について</u> ・構築、保守、運用に関わる実施体制(人員、作業時間等)及びプロジェクト管理体制(責任者の配置、区との連携方針、不測の事態への対応等)並びに工程及びスケジュールを記載すること。 ・区、システムベンダの役割・責任について記載すること。 ・個人情報保護に関する管理体制について記載すること。
6	<u>受託実績について</u> ・令和5～7年度における官公庁の受託実績を記載すること。

② 提案書の部数

ア. 正本 1部

A4版、最大10ページ、両面刷り(カラー可)とし、様式は自由とする。表紙(別紙4—1)に、あて名「世田谷区」、タイトル、提出年月、提出者名(社名)を記載すること。

イ. 副本 5部

上記正本と同じものだが、表紙(別紙4—2)を使用し、本文等から提出者名(社名)が判別できるように記述を除いたもの。

③ 見積書の作成

契約履行期間の見積書を作成すること。見積金額は、金額は円単位とし、消費税を含むこと。

見積書の様式に定めはない。但し、年度ごとに作成し、年度ごとに A4 サイズ 1 枚におさめること。

※代表者印を押印して提出すること。

④ 公平性を期すため、5(6)①～③以外の資料の提出は不可とする。

⑤ 提案書等の提出期限並びに提出場所

提出期限:令和8年6月17日(水)16時まで(必着)

提出書類:提案書(正本1部及び副本5部)、見積書(原本1部)

提出場所:5(1)に同じ

提出方法:5(1)に記載の窓口への持参

6 審査及び審査結果の通知

(1)書類審査

審査は、「世田谷区自治体システム標準化に伴う母子保健帳票の AI-OCR 導入及び運用保守業務委託事業者選定委員会設置要綱」により設置された選定委員会にて審査する。提案書、見積書の内容について、「世田谷区自治体システム標準化に伴う母子保健帳票の AI-OCR 導入及び運用保守業務委託事業者選定審査要領」及び「評価基準表」に基づき審査を行い、評価点の最も高い事業者を契約候補者として選定する。

なお、本プロポーザルでは、プレゼンテーションによる審査は行わない。

(2)審査基準

① 提案概要及び構築の考え方に関する事項

② 機器及びソフトウェア構成に関する事項

③ 設計作業に関する事項

④ 運用及び保守に関する事項

⑤ 実施体制、プロジェクト管理に関する事項

⑥ 受託実績に関する事項

⑦ 見積金額の妥当性

(3)審査結果の通知期日及び方法

発送日:令和8年7月1日(水)(予定)※郵送にて書面送付

7 事業者選定のスケジュール

実施要領兼説明書交付期間 令和8年5月18日(月)～令和8年5月29日(金)16時まで

参加表明書等の提出期限 令和8年5月29日(金)16時まで(必着)

プロポーザル招請通知発送 令和8年6月1日(月)(予定)

質問書の提出期限 令和8年6月8日(月)16時まで(必着)

質問に対する回答 令和8年6月10日(水)(予定)

提案書等の提出期限 令和8年6月17日(水)16時まで(必着)

選定結果の通知 令和8年7月1日(水)(予定)

8 その他

- (1)提案書が特定された事業者を、本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者とする。
- (2)契約保証金 免除
- (3)契約書作成の要否 要
- (4)手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (5)提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (6)提出期限以後の参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (7)提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (8)参加表明書や提案書等提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- (9)本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (10)提案書の提出後に「4 参加資格要件」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (11)当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (12)区は、本件に参加表明をした者及び提案書を提出した者の商号・名称及び提案書の特定理由(審査経過等)を公表することができる。
- (13)本件は、契約相手方となる候補者を選定するためのものであり、業務の仕様については、選定過程において区が提示した資料及び提案事業者による提案内容に拘束されない。最終的な仕様は、選定された候補者と区で調整を行い、双方の合意により確定するものとする。